

## 新潟中央短期大学学則

### 第1章 総則

#### (名称及び所在地)

第1条 本学は名称を以下のとおりに定める。

名称 新潟中央短期大学

2 本学は所在地を以下の住所に置く。

新潟県加茂市希望ヶ丘2909番地2

#### (目的及び使命)

第2条 新潟中央短期大学（以下本学という。）は、学園創設の精神並びに教育基本法、学校教育法及び児童福祉法の趣旨に則し、幼児教育に関する専門教育を授け、国家及び地域社会の発展に有為の人材を育成することを目的とする。

#### (学科及び修業年限)

第3条 本学に次の学科を置き、修業年限は2年とする。

幼児教育科

#### (在学期間)

第4条 在学期間は、修業年限の2倍を超えることはできない。ただし、休学期間は在学年数に算入しない。

#### (学生定員)

第5条 本学の学生定員は、次のとおりとする。

幼児教育科 入学定員 100人 総定員 200人

#### (自己評価等)

第6条 本学は、本学の教育研究水準の向上を図り、教育目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

2 本学は、前項の点検及び評価の結果について、本学の職員以外の者による検証を行うことに努める。

3 前2項の点検及び評価を行うための項目及び組織等の運用方法並びに本学の職員以外の者による検証の方法については別に定める。

#### (情報の積極的な提供)

第6条の2 本学は、本学における教育研究活動等の状況について、年次報告書の刊行その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供する。

### 第2章 学年、学期及び休業

#### (学年)

第7条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

#### (学期及び1年間の授業期間)

第8条 学年を分けて次の2期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたるものとする。  
(休業日)

第9条 休業日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 土曜日
- (3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日
- (4) 開学記念日 9月10日
- (5) 夏季休業 7月21日から8月31日まで
- (6) 冬季休業 12月25日から翌年1月7日まで
- (7) 学年末休業日 3月1日から3月31日まで
- (8) 学年始休業日 4月1日から4月5日まで

2 前項の規定にかかわらず、学長は臨時に休業日を設け、又は休業日を変更することがある。

第9条の2 学長は、必要に応じて授業日及び実習期間を設けることができる。

第3章 教育課程、試験及び単位

(教育課程)

第10条 幼児教育科の教育課程は、授業科目を教養科目及び専門教育科目によって構成し、各授業科目を必修科目及び選択科目に分け、これを各年次に配当して編成する。

2 前項の授業科目の種類及び単位数は、別表第1のとおりとする。

3 1学級（クラス）の学生数は50人以下と定める。

(授業の方法及び単位の計算)

第11条 授業の方法は、講義、演習、実験、実習又は実技とする。

2 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- (1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 実験、実習及び実技については、30時間～45時間の授業をもって1単位とする。

(授業内容等の改善のための組織的な研修等)

第11条の2 本学は、本学の授業の内容及び方法の改善を図るため、組織的な研修及び研究の実施に努める。

2 前項の研修及び研究の実施方法については別に定める。

(履修登録)

第12条 学生は、履修しようとする授業科目を本学所定の手続きにより、指定する期日までに登録しなければならない。

2 学生は、前項により登録した授業科目以外の授業科目を履修し、又は単位を修得することはできない。

(履修科目の登録の上限)

第12条の2 本学は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間又は1学期に履修科目とし登録する単位数の上限を定めることができる。

(単位の認定)

第13条 授業科目の単位認定は、授業科目担当教員が試験その他適切な方法により学修の成果を評価して行う。

- 2 各科目の修了の認定は、筆記試験、口述試験、論文、報告書その他によって行う。
- 3 前項の成績の認定は、秀、優、良、可及び不可をもって表し、可以上を合格とする。

(他の短期大学又は大学における授業科目の履修)

第14条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学の定めるところにより他の短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる

- 2 前項の規定は、学生が外国の短期大学又は大学に留学する場合に準用する。

(短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)

第15条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第16条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。

- 3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第14条第1項及び前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。この場合において、第14条第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせるときは、45単位を超えないものとする。

(科目等履修生)

第17条 本学の学生以外の者で1又は複数の授業科目を希望する者があるときは、選考の上科目等履修生として、これを許可する。

- 2 科目等履修生に対する単位の授与については、第13条の規定を準用する。

(外国人留学生)

第18条 外国人で短期大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志

望する者があるときは、選考の上外国人留学生として、入学を許可する。

2 留学生に対する単位の授与については、第13条の規定を準用する。

#### 第4章 入学、卒業、退学その他

##### (入学の時期)

第19条 入学の時期は毎年4月とする。

##### (入学の資格)

第20条 本学の第1学年に入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 高等学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者

(3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 文部科学大臣が指定した者

(6) 高等学校卒業程度認定試験に合格した者及び大学入学資格検定に合格した者

##### (入学志願の手続)

第21条 本学に入学しようとする者は、入学願書及び本学所定の書類に入学検定料を添えて提出しなければならない。

##### (入学者の選抜)

第22条 入学者の選抜は、入学者選抜試験により行う。なお、選抜方法については、教授会の議を経て学長が決定する。

##### (入学の許可)

第23条 入学の許可は、入学志願者に対して選考を行い、教授会の選考を経て、学長が決定する。

##### (入学の手続)

第24条 入学を許可された者は、学長の指定する期日までに誓約書(本人及び保証人2人の連署を要する。)、住民票及び学費を添えて学長に提出しなければならない。

2 前項に規定する書類及び学費等を学長の指定する期日までに提出しない者に対しては、入学許可を取消すものとする。

##### (保証人)

第25条 前条第1項の誓約書に連署する保証人とは、独立の生計を営む25歳以上の者2人で、保証人としての責務を履行し得るものであることを要する。

##### (卒業)

第26条 本学の卒業の要件は次のとおりとする。

幼児教育科に2年以上在学し、次の各号の区分により所定の単位を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

(1) 教養科目 体育講義1単位及び実技1単位、体育以外の科目8単位以上、計10単位以上

(2) 専門教育科目 58 単位以上

2 前項により卒業を認定された者には、本学学位規程の定めるところにより短期大学士(幼児教育学)の学位を授与する。

(資格の取得)

第27条 教育職員免許状を受けようとする者は、前条に規定する卒業の要件を充足し、短期大学士の学位(幼児教育学)を有する者で、かつ、教育職員免許法及び同施行規則に定める科目及び単位を修得していなければならない。

2 本学幼児教育科において保育士資格証明書を得ようとする者は、前条に規定する卒業の要件を充足し、かつ、児童福祉法施行規則第6条の2第1項第3号に定める履修方法により所定の単位を取得していなければならない。

3 本学幼児教育科において取得できる免許の種類及び資格は、次のとおりとする。

幼稚園教諭二種免許状

保育士となる資格証明書

(退学、休学及び転学)

第28条 病気その他の理由により退学又は休学しようとする者は、保証人連署の上、学長に願い出るものとする。

2 休学の期間は1年以内とする。ただし、特別の事情がある場合には引き続き1か年に限り延長することができる。

3 前2項により退学又は休学した者が保証人連署の上、再入学又は復学を願い出たときは、教授会の議を経て、学長は、これを許可することができる。

4 本学に転学を希望する者があるときは、欠員のある場合に限り選考の上、入学を許可することができる。他大学への転学希望者は、所定の手続を行わなければならない。

第5章 学費

(学費)

第29条 学生及び科目等履修生の納入しなければならない学費は、別表第3に定めるものとする。

第30条 学生の納入しなければならない学費は、毎学期所定の期日までに納付しなければならない。ただし、休学中はこの限りではない。

2 科目等履修生については前項に準ずる。

3 学費の納付を怠り、なおかつ督促を受けても納付しない者は、教授会の議を経て、学長が除籍する。

4 既納の学費は原則として返還しない。

5 転学者、中途退学者及び除籍者は、当該期分までに学費を納入しなければならない。

6 第28条により休学した者に限り、次期以降の学費を徴収しない。

第6章 賞罰

(表彰)

第31条 学長は、品行方正、学力優秀で学生の模範となる者又は本学の名誉を顕揚する行為のあった者はこれを表彰することがある。

(懲戒)

第32条 学長は、学生が学則若しくは本学の諸規定に違反し、又は学生としての本分に反する行為があると認めたときは、教授会の議を経て、懲戒を行うことができる。

2 前項の懲戒は、その情状により訓戒、停学及び退学とする。

(退学)

第33条 前条第2項の退学は次の各号の1に該当する者に対して行うことがある。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 正当な理由がなく出席常でない者
- (3) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第7章 教職員組織及び教授会

(教職員組織)

第34条 本学に次の教職員を置く。

学長 教授 准教授 講師 助教 助手及び事務職員

2 本学には、前項のほか、学科長、その他必要な職員を置くことができる。

3 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

4 学科長は、学科に関する校務をつかさどる。

5 教職員の服務に関する規程は別に定める。

(教授会)

第35条 本学に教授会を置く。

2 教授会に関し必要な事項は別に定める。

第36条 (削除)

第8章 公開講座

(公開講座)

第37条 本学は、本学の教育目的及び社会的使命を達成するため、必要に応じて別に定めるところにより公開講座を開設することができる。

第9章 図書館及び学寮

(図書館)

第38条 本学に図書館を置く。

2 図書館に関する規定は別に定める。

(学寮)

第39条 本学に学寮を設けることができる。

第10章 補則

(補則)

第40条 この学則で定めるもののほか、この学則の施行に関し必要な事項は学長が定めるものとする。

附 則

この学則は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和45年4月1日から施行し、昭和45年度入学者より適用する。

附 則

この学則は、昭和46年4月1日から施行し、昭和46年度入学者より適用する。

附 則

この学則は、昭和47年4月1日から施行し、昭和47年度入学者より適用する。

附 則

この学則は、公布の日から施行し、昭和48年4月1日より適用する。

附 則

この学則は、昭和48年4月1日から施行し、昭和48年度入学者より適用する。

附 則

この学則は、昭和49年4月1日から施行し、昭和49年度入学者より適用する。

附 則

この学則は、昭和50年4月1日から施行し、昭和50年度入学者より適用する。

附 則

この学則は、昭和51年4月1日から施行し、昭和51年度入学者より適用する。

附 則

この学則は、昭和52年4月1日から施行し、昭和52年度入学者より適用する。

附 則

この学則は、昭和53年4月1日から施行し、昭和53年度入学者より適用する。

附 則

この学則は、昭和54年4月1日から施行し、昭和54年度入学者より適用する。

附 則

この学則は、昭和55年4月1日から施行し、昭和55年度入学者より適用する。

1 この学則は、昭和56年4月1日から施行する。

2 この学則施行の年度の商業科1部の2学年及び商業科2部の2学年の定員については、従前の暁星商業短期大学学則第4条（学生定員）を適用する。

附 則

この学則は、昭和57年4月1日から施行し、昭和57年度入学者より適用する。

附 則

この学則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、公布の日から施行し、昭和58年度入学者より適用する。

附 則

この学則は、公布の日から施行し、昭和59年度入学者より適用する。

附 則

1 この学則は、公布の日から施行する。

2 第18条第1項第4号は、昭和59年度入学者より適用し、昭和58年度以前の入学生は従前の規定による。

3 別表3及び別表4は、昭和60年度入学者並びに聴講者より適用する。

#### 附 則

この学則は、公布の日から施行し、昭和61年度入学者並びに聴講生より適用する。

#### 附 則

この学則は、昭和61年4月1日から施行する。

#### 附 則

この学則は、公布の日から施行し、昭和62年度入学者並びに聴講生より適用する。

#### 附 則

この学則は、公布の日から施行する。

#### 附 則

この学則は、昭和62年4月1日から施行する。

#### 附 則

この学則は、公布の日から施行し、昭和63年度入学者並びに聴講生より適用する。

#### 附 則

この学則は、公布の日から施行し、昭和64年度入学者並びに聴講生より適用する。

#### 附 則

この学則は、公布の日から施行し、平成2年度入学者並びに聴講生より適用する。

#### 附 則

1 この学則は、公布の日から施行し、平成2年4月1日から適用する。

2 第18条第1項第4号に規定する商学科の単位は、平成2年度入学者から適用し、平成元年度以前の入学者については、なお従前の例による。

3 別表第1に定める(1)一般教育、(2)外国語科目及び(3)専門教育科目は、平成2年度入学者並びに聴講生から適用し、平成元年度以前の入学者並びに聴講生については、なお従前の例による。

#### 附 則

1 この学則は、平成3年4月1日から施行する。

2 第4条に規定する商学科の学生定員は、平成12年度までの間は、次のとおりとする。

年 度	平 成 3 年 度		平成4年度～平成11年度		平 成 1 2 年 度	
	学 科	定 員	入 学 定 員	総 定 員	入 学 定 員	総 定 員
商 学 科		150人	250人	150人	300人	100人

#### 附 則

この学則は、平成3年4月1日から施行する。

#### 附 則

この学則は、平成4年4月1日から施行する。

## 附 則

この学則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行し、平成 5 年度入学生から適用する。

## 附 則

この学則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行し、平成 6 年度入学生から適用する。

## 附 則

この学則は、文部大臣の認可の日（平成 7 年 6 月 5 日）から施行する。

## 附 則

この学則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行し、平成 8 年度入学生から適用する。

## 附 則

この学則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

## 附 則

1 この学則は、平成 12 年 4 月 1 日から適用する。

2 別表第 1 に定める(1)基礎教育科目、(2)専門教育科目は、平成 12 年度入学者から適用し、平成 11 年度以前の入学者については、なお従前の例による。

## 附 則

1 この学則は、平成 14 年 4 月 1 日から適用する。

2 別表第 1 に定める(1)教養科目、(2)専門教育科目は、平成 14 年度入学者から適用し、平成 13 年度以前の入学者については、なお従前の例による。

## 附 則

1 第 26 条は、平成 18 年 3 月 1 日から施行する。

2 この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

## 附 則

この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

## 附 則

この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

## 附 則

1 この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

2 別表第 1 に定める(1)教養科目、(2)専門教育科目は、平成 22 年度入学者から適用する。

## 附 則

1 この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

2 別表第 1 に定める(1)教養科目、(2)専門教育科目は、平成 23 年度入学者から適用し、平成 22 年度以前の入学者については、なお従前の例による。

## 附 則

1 この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

2 別表第 1 に定める(1)教養科目、(2)専門教育科目は、平成 26 年度入学者から適用し、平成 25 年度以前の入学者については、なお従前の例による。

## 附 則

1 この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 第5条の規定は、平成28年4月1日から適用する。
- 3 第26条及び別表第1に定める(1)教養科目、(2)専門教育科目は、平成28年度入学者から適用し、平成27年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第13条第3項および別表第1に定める(1)教養科目、(2)専門教育科目は、平成31年度入学者から適用し、平成30年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、令和2年9月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 別表第1に定める(1)教養科目、(2)専門教育科目は、令和4年度入学者から適用し、令和3年度以前の入学者については、なお従前の例による。

別表第1

## (1) 教養科目

学科	授業科目	授業形態	単位数		卒業要件単位数	備考
			必修	選択		
幼児教育科	心理 学	講義		2	左記の必修科目 2単位を含め10 単位以上を修得するものとする。	
	国語表現法	講義		2		
	コミュニケーション論Ⅰ	講義		2		
	コミュニケーション論Ⅱ	講義		2		
	日本国憲法	講義		2		備考1. 幼稚園教諭二種免許を希望する者は必修とする。
	子どもと人権	講義		2		
	自然科学概論	講義		2		
	音楽概論	講義		2		
	英語会話	演習		2		備考2. 幼稚園教諭二種免許・保育士資格を希望する者はどちらかを修得する。
	中国語会話	演習		2		
	体育講義	講義	1			
	体育実技	実技	1			

## (2) 専門教育科目

学科	授業科目	授業形態	単位数		卒業要件単位数	備考
			必修	選択		
幼児教育科	社会福祉	講義	2		左記の必修科目 50単位を修得するものとする。	備考3. 幼稚園教諭二種免許・保育士資格を希望する者は左記の必修科目50単位を修得する。
	子ども家庭支援論	講義	2			
	子ども家庭福祉	講義	2			
	保育原理	講義	2			
	社会的養護Ⅰ	講義	2			
	教育原理	講義	2			
	保育者論	講義	2			
	保育の心理学Ⅰ (保育の心理学)	講義	2			
	子ども家庭支援の心理学	講義	2			

保育の心理学Ⅱ (子どもの理解と援助)	演習	1			
子どもの保健	講義	2			
子どもの食と栄養Ⅰ	演習	1			
子どもの食と栄養Ⅱ	演習	1			
カリキュラム論	講義	2			
保育内容総論Ⅰ	演習	1			
健康指導法	演習	1			
人間関係指導法	演習	1			
環境指導法	演習	1			
言葉指導法	演習	1			
表現指導法	演習	1			
乳児保育Ⅰ	講義	2			
乳児保育Ⅱ	演習	1			
子どもの健康と安全	演習	1			
障害児保育Ⅰ	演習	1			
障害児保育Ⅱ	演習	1			
社会的養護Ⅱ	演習	1			
子育て支援	演習	1			
音楽表現	演習	2			
ピアノ表現Ⅰ	演習	2			
造形表現Ⅰ	演習	2			
身体表現Ⅰ	演習	1			
言語表現	演習	1			
保育・教職実践演習(幼稚園)	演習	3			
子ども・子育て支援論	講義		2	左記の選択科目の内から8単位以上を修得するものとする。	備考4. 保育士資格を希望する者は左記の選択科目の内から保育実習Ⅰ(施設及び保育所)及び保育実習指導Ⅰ(施設及び保育所)を修得する。 備考5. 保育士資格を希望する者は備考4のほか左記の選択科目の内から15単位以上を修得する。ただし、うち保育実習3単位以上
保育相談の実際	演習		1		
特別支援教育概論	講義		2		
幼児理解と教育相談	演習		2		
子どもの保健実習	演習		1		
保育内容総論Ⅱ	演習		1		
乳児保育Ⅲ	演習		1		
表現活動指導法	演習		3		
ピアノ表現Ⅱ	演習		2		

造形表現Ⅱ	演習	1		(うち保育実習Ⅱ又は保育実習Ⅲ2単位以上、保育実習指導Ⅱ又は保育実習指導Ⅲ1単位以上)修得する。
身体表現Ⅱ	演習	1		備考6.
レクリエーション実習Ⅰ	演習	1		幼稚園教諭二種免許を希望する者は左記の選択科目の内から「特別支援教育概論」「幼児理解と教育相談」「保育内容総論Ⅱ」「表現活動指導法」を修得する。
保育実習Ⅰ(施設)	実習	2		
保育実習Ⅰ(保育所)	実習	2		
保育実習指導Ⅰ(施設)	演習	1		
保育実習指導Ⅰ(保育所)	演習	1		
保育実習Ⅱ	実習	2		
保育実習指導Ⅱ	演習	1		
保育実習Ⅲ	実習	2		
保育実習指導Ⅲ	演習	1		
教育と社会	講義	2		備考7.
子どもと健康	講義	1		幼稚園教諭二種免許を希望する者は左記の科目を修得する。
子どもと人間関係	講義	1		
子どもと環境	講義	1		
子どもと表現	講義	1		
教育実習Ⅰ	実習	2		
教育実習Ⅱ	実習	3		
幼児教育教材研究	演習	2		
コンピューター基礎	演習	2		
レクリエーション概論	講義	2		
レクリエーション実習Ⅱ	演習	1		

注1 保育士資格取得のためには教養科目及び専門教育科目の必修科目52単位の修得に加えて、教養科目の英語会話又は中国語会話、さらに専門教育科目の選択科目（別表第1（2）備考4及び備考5）の内から保育実習Ⅰ（施設及び保育所）及び保育実習指導Ⅰ（施設及び保育所）のほか15単位以上（ただし、うち保育実習3単位以上（うち保育実習Ⅱ又は保育実習Ⅲ2単位以上、保育実習指導Ⅱ又は保育実習指導Ⅲ1単位以上））を修得しなければならない。

注2 幼稚園教諭二種免許状取得のためには教養科目及び専門教育科目の必修科目52単位の修得に加えて、教養科目の外国語科目（英語会話又は中国語会話）、日本国憲法、及び専門教育科目の選択科目の特別支援教育概論、幼児理解と教育相談、保育内容総論Ⅱ、表現活動指導法、教育と社会、子どもと健康、子どもと人間関係、子どもと環境、子どもと表現、教育実習Ⅰ・Ⅱ、幼児教育教材研究、コンピューター基礎を修得しなければならない。

別表第2 入学検定料

幼児教育科	30,000円
-------	---------

別表第3 学費（年額）

科別 費目	幼児教育科
◎入学金	230,000円
授業料	590,000円
施設設備資金	270,000円
図書費	15,000円
実験実習費	45,000円
合計	1,150,000円
備考	1 ◎印の入学金は、入学初年度のみ納入するものとする。 2 授業料、施設設備資金、図書費及び実験実習費は、2期（前期分・後期分）に分納することができる。 3 第29条に規定する科目料は、年額1単位につき、15,000円を学期始めに納入するものとする。